

出題趣旨

2022/7/15

松岡 久和

第1問は、転用物訴権に焦点を当てた基本的な問題である。事例のモデルは第11回講義の参考判例①のブルドーザー事件（最判昭45・7・16民集24巻7号909頁<LEX/DB 27000708>）である。まずは現在の判例（同回の参考判例②最判平7・9・19民集49巻8号2805頁<LEX/DB 27827941>）の見解を前提にして、問題の適切な分析ができるかどうかを問う。さらに、可能であれば、判例に対して批判的な通説的見解である類型論から分析できれば、加点するという方針で問題を作成している。第2問の方が難しいので、40：60または印象点を最初から控除して40：50の配点をすることも考えたが、基本的な理解に重点を置く司法試験の最近の傾向に鑑み、50：50と平等の配点とした（印象点10点は別途加算して10/11で合計点を算出した）。

第2問は、第14回講義の補足説明で触れている最高裁判決（最判平2・11・6判タ774号67頁<LEX/DB 27816071>）の事例をベースにして、それに間接被害者について特別の扱いをする真明堂薬局事件（最判昭43・11・15民集22巻12号2614頁<LEX/DB 27000895>）を加味している。さらに、下線を引いて注意喚起するというおまけ付きであるが、生命・身体侵害以外の損害賠償請求権について消滅時効期間が経過している可能性にも気付いて欲しい。